

新しい村 森の工房内  
パン・ジャム等製造施設

# 出店者募集要項

(株) 新しい村

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 777-1



## 森の工房（パン・ジャム加工）出店者募集要項

### I 募集内容

---

#### 1 募集目的

宮代町では、「農」のあるまちづくり基本計画に基づき、新しい村森の市場結地内に「森の工房」を設置し、町ぐるみの農産加工体制を築いていくため、地域資源を生かした加工品の開発支援を行うとともに、併せて担い手の育成を行い、地域経済の活性化を図っています。

また、農産物加工施設の活用を通じて、消費者の方へ宮代町の加工品を直接販売することで、次の点に寄与しています。

- ①農家収入の向上
- ②地産地消の推進
- ③起業家支援
- ④郷土の味の掘り起こしと伝承
- ⑤地域経済の活性化

株式会社新しい村（以下「会社」という。）では、こうした町の理念及び計画に沿って、森の市場や森の工房の運営を行っており、今回、地場産野菜や果物を使用した加工品をより強化するため、森の工房内における出店者を募集するものです。

#### 2 出店にかかる業務内容

新しい村森の市場結「森の工房」における「パン・ジャム等製造」に関する一切の業務

#### 3 出店場所

- (1) 施設名 新しい村森の市場結「森の工房」内「パン・ジャム等製造施設」
- (2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 7 7 7 - 1

#### 4 施設の面積

- (1) 製造スペース 4 5 . 3 6 m<sup>2</sup>
- (2) 更衣室（共用） 7 . 2 9 m<sup>2</sup>

#### 5 施設内部の設備及び備品等

別紙 - 1 及び 2 参照

#### 6 出店条件

##### (1) 事業開始日

平成 3 0 年 4 月 1 日から

試験稼動 平成 3 0 年 3 月中

##### (2) 休業日

森の市場結の休業日に準じる（現在は毎週月曜日及び年始）

##### (3) 施設利用時間

森の市場結の営業時間は午前 9 時 3 0 分～午後 5 時までです。ただし、製造にかかる利用時間については、会社との協議の上別に決定するものとします。

##### (4) 販売品の内容及び条件

###### ①販売品の内容

パン、ジャム、ピザ、その他製造

## ②条件

以下の条件を満たす商品の開発・販売を実施することとし、それ以外の定めのない事項については、その都度町及び会社の方針に従ってください。

### 【パン】

- メニューの一部に米粉を使用した商品開発を実施、販売すること
- 米粉については、原則地場産を使用すること
- 調理パンについては、極力地元の食材（野菜等）を使用するか、又は地元の商業者の製造した商品とのコラボ商品の開発に努めること
- 森の工房内の惣菜加工部門と連携した商品開発に努めること
- 地場産ジャムを使用したパンの開発を行うこと

### 【ジャム】

- ジャム製造については、地場産の果物、ハーブ、野菜等を使用したジャムを少なくとも10品目以上製造し、販売すること
- 宮代町ふるさと納税返礼品の需要に対応すること
  - ・平成30年4月 春のジャムセットの製造、発送
  - ※発送数未定。参考までに昨年度の発送数は300g×4個×255セット。
  - ・その他製造したジャムもふるさと納税返礼品として積極的に商品展開すること。
- 町外からの請負ジャム製造やコラボ商品の開発にも努めること

### 【その他の製造】

- その他、菓子製造、ピザの製造にも努めること
- 森の市場結喫茶との連携に努めること
- 例：喫茶のメニューとしての商品も提供

### 【年間販売額】

- 森の市場結における年間最低販売額

初年度	400万円
2年度	500万円
3年度	500万円

- 森の市場結以外の販売 上記の販売額を超えた場合は、森の市場結以外での販売も可とします。
- \*年間販売額を下回った場合は、町及び会社側と協議の上、業務委託契約期間内であっても、契約を解除する場合があります。

### 【店舗所有の有無】

- 自己の店舗又は製造拠点施設を有する方は原則申請できません。ただし、既存店舗と異なる新たな商品を製造販売する場合、または現在の店舗を閉鎖しなければならないやむをえない事情がある場合は、この限りではありません。

## (5) 契約期間

- ①会社との3か年契約とし、(4)の②に掲げる条件を満たさない等の特別の問題がなければ、以後再審査により優先的に再契約することが可能です。

※宮代町と会社との、地産地消推進モデル事業業務委託契約が解消あるいは新たに締結できなかった場合は、この限りではありません。

- ②出店者は、自己の都合により業務を中断しようとするときは、業務を中止しようとする日の4か月前までに、文書をもって会社代表取締役へ通知しなければなりません。
- ③一度出店を辞退した場合の再出店は認めません。

#### (6) 出店責任者会議等

「農産物加工施設」同士の連携及び森の市場結との円滑な運営のため、会社の求めに応じ、必要な経営会議等への出席をしてください。

#### (7) 使用料等

- ①使用料の初年度は、月額30,000円とします。使用料には、施設使用料、備品使用料、電気、水道、ガス等光熱水費の全てを含みます。次年度以降については、光熱水費の使用量に応じて使用料の改定を実施します。
- ②原則として、製造したものは、優先的に森の市場「結」で販売するものとし、販売手数料は利益の50%とします。ただし、販売手数料の最低額は、2ページ記載の初年度年間最低販売額の22%とします。

#### (8) その他必要経費

以下の費用は、出店者の負担とします。

- ①イベントへの出店または開催に要する費用
- ②許可取得等に関する費用
- ③それ以外の特別に発生した費用については、出店者と会社との協議により決定するものとし、次年度以降で実績に応じて負担してください。

### 7 使用制限等

#### (1) 使用制限

- ①業務委託を受けて使用する施設は、善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければなりません。
- ②上記①の規定による維持管理のために必要となる費用（消耗品の取替えにかかる費用を含む）は、出店者の負担とします。
- ③出店者が、パン・ジャム等製造施設を使用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に提供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることを禁止します。

#### (2) 原状変更等の制限

- ①業務委託を受けて使用する施設に関して、原状を変更し、又はこれに工作物を設置しようとするときは、あらかじめ文書で会社の承認を受けなければなりません。
- ②上記①の原状変更等を行う場合は、出店者自らの負担で行うこととします。
- ③出店者が設置した設備等については、原則として出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行ってください。

#### (3) 衛生管理及び安全衛生

- ①出店者は、使用する施設の清掃及び害虫駆除を自ら行うこととします。

- ②出店者は、業務における衛生管理及び安全管理については、関係法令に従い、自らの負担で最善の措置を講じてください。また、町及び会社が改善を指示した場合、これを遵守し、速やかに対応してください。
- ③出店者は、衛生及び安全の保持に関して異常と判断される事態が発生したときは、直ちに町及び会社に対して報告しなければなりません。

**(4) その他**

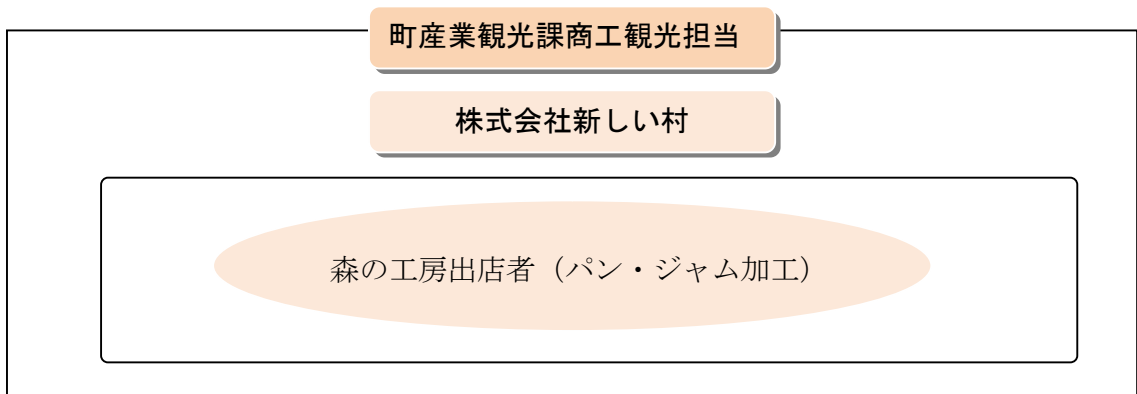
- ①建物内は全て禁煙です。
- ②出店者は、「農産物加工施設」の利用に当たって、関係法令を遵守しなければなりません。
- ③パン・ジャム工房内の備品は、無償で使用できます。老朽化による破損等の修繕は町が行います。
- ④出店者は、備品等を善良な管理者の注意を持って維持管理してください。
- ⑤出店者は使用する施設に係る防犯対策を自ら行うこととします。

**8 応募者の資格**

- ①宮代町内に居住している者または契約期間内に居住することが可能な者。もしくは宮代町内で店舗を開業していて主な生活拠点が宮代町内であること。
- ②税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと
- ③応募者が法人の場合、破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人でないこと（応募者が個人の場合、成年被後見人、被保佐人又は破産者ではないこと）
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しない者
- ⑤食品衛生法上及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと

**9 町と会社との関係**

- 森の工房（パン・ジャム等製造施設）は町の公の施設である新しい村の農産物直売所である「森の市場結」の付帯施設となっています。これらの施設は町が1/2以上を出資している第三セクターである会社に運営管理委託をしているものです。
- パン・ジャム等製造施設へ出店する方は、会社の業務の一部を担うこととなります。日常的な業務の連携は、会社との連携が最も密接なものとなりますが、施設全体の運営方針や施設の大規模修繕などについては、町との連携が必要です。そのため、出店者は会社との業務委託契約を締結することとなりますが、その契約内容は施設所有者である町が承認したものでなければなりません。



## II 施設の使用について

---

### 1 施設の使用

選定された出店者は、会社との業務委託契約を締結して、パン・ジャム等製造施設を使用してください。

### 2 施設使用の取り消し又は変更

出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、会社は、業務委託契約を解消することができます。

- ①出店者がIの7に掲げる使用制限に違反したとき
- ②出店者がIの8に掲げる応募者の資格を失ったとき
- ③出店者が委託契約に違反したとき
- ④その他、町及び会社において必要があると認めたとき

### 3 原状回復

- (1) 業務委託契約が取り消されたときまたは業務委託契約期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、会社の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、会社が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 出店者が現状回復の義務を履行しないときは、会社は出店者の負担においてこれを行うことができます。

### 4 損害賠償

- (1) 出店者は、自己の責めに帰する理由により、使用施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として会社に支払わなければなりません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、会社が定める条件を履行しないことにより損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として会社に対して支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、新しい村の施設使用にあたり、会社又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任で損害を賠償しなければなりません。

### 5 施設使用の取り消しによる損失の取り扱い

- (1) 上記2の規定により施設使用を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じたとしても、町及び会社はその損失を補償しません。また、出店者は町及び会社に対し、一切の補償の請求は行わないこととします。
- (2) 出店者は、使用施設を改良又は修繕した費用を町及び会社に請求することはできません。

### 6 その他

- (1) 会社は、使用施設について随時実地調査をし、又は所要の報告を求め、維持・使用に関する指示を行うことができるものとします。
- (2) 施設使用条件に関し疑義がある時及び、パン・ジャム等製造施設の使用について疑義が生じたときは、最終的に町長の判断によるものとします。
- (3) 毎月の来客数、売上額などについて、町及び会社からデータ提出を求められた場合は、

売上月の翌月7日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までに、会社を經由して町に提出しなければなりません。

### Ⅲ 申請手続等について

---

#### 1 募集に関する質問の受付

##### (1) 受付期間

平成29年12月15日（金）～30年1月14日（日）まで

##### (2) 質問方法

募集に関する質問書（様式第1号）により、平成29年12月24日（日）までにメールまたはファックスで質問事項を送信して下さい。送信先は(3)あて先のとおりです。応募者への公平性を図るため、電話での質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

##### (3) あて先

株式会社 新しい村（担当 塩澤）

住所：〒345-0824 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777-1

ファックス：0480-36-3983

メールアドレス：info@atarasiimura.com

##### (4) 回答方法

受け付けた質問及び回答を取りまとめ、12月28日（木）（消印有効）までにメールでの返信又は郵送で返信を行います。

#### 2 申請書等の提出

##### (1) 提出書類

別表1のとおり

##### (2) 提出期間

平成29年12月15日（金）から平成30年1月14日（日）まで

##### (3) 提出場所

1の(3)に同じ

##### (4) 提出方法

郵送又は持参

##### (5) 留意事項

①(1)の書類のほか、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

②提出内容の変更等は、(2)の期間内に限り可能とし、提出期間後の修正、撤回はできません。ただし、申請書の記載事実（住所や事務所の所在地等）に変更があった場合は、速やかに「申請書記載事項変更届出書（様式第4号）により届け出てください。

#### 3 申請書等の要件

申請書等（以下「申請書等」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

①募集要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること



②記載事項に不備がないこと

- ア 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること
- イ 記載すべき事項が全て記載されていること
- ウ 虚偽の内容が記載されていないこと

#### IV 審査及び選定に関する事項

---

##### 1 選考委員会の設置

会社では、森の工房への出店者を決定するため、「森の工房出店者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、審査の結果、評価が高いと認められる方を出店者に選定します。

なお、申請書類の受付開始後、選考までの間に、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、選考委員会委員に面談を求め、応募者のPR資料等を提出することにより、自らを有利に又は他の者を不利にするよう働きかけることを禁止します。

##### 2 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

###### (1) 応募資格及び申請書類等の審査（書類審査） 【第1次審査】

- ①申請書類を提出したすべての者を対象として、この募集要項Ⅰの8の「応募者の資格」及びⅢの3の「申請書等の要件」に適合しているかどうかについて、会社において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。
- ②選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、申請の要件に適合しないと判断された場合は、失格となります。

###### (2) 選定委員による評価 【第2次審査】

- ①(1)の審査の結果、選定対象とされた応募者を対象として、各選定委員は、応募者ごとに提出された企画書等の内容を100点満点で評価します。評価項目は（様式第3号企画書）のとおりです。
- ②審査の内容には、パンの試作品の提供も含まれます。試作品は1種類とし、試作品の内容は、「Ⅰ-6-(4)-②」の条件を満たす商品又は自分の得意とする特徴のあるパンのいずれかとします。

###### (3) 選定

選定委員会において、各選定委員が評価した(2)の得点の合計が高かった応募者を出店者として選定します。ただし、応募者が1団体の場合または得点が最も高い場合でも、総得点が基準に達していない場合や、基準に達していない項目がある場合は、選定委員会で協議を行い、選定されないこともあります。

###### (4) 結果の通知

選定結果は、平成30年2月中旬を予定しています。審査結果は、応募者全員に文書で通知します。

##### 3 申請書類の取り扱い

- ①申請書類に記載された個人情報、出店者の選定、審査その他出店手続きを実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

- ②町は、選定委員会に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、申請書類等の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供します。
- ③提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④会社は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲内において、申請書類等の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経緯及び選定結果の公表のため必要と認めるときは、事業計画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

#### 4 出店決定後の取り扱い

出店者決定後、会社及び出店者との間で使用に関する契約等の手続きを行います。なお、手続きの方法等については、出店者あてに別途通知します。ただし、手続きについては、平成30年2月中旬から下旬を予定しています。

### V 申請に当たっての留意事項

#### 1 選定の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは出店者の選定を取り消す場合があります。

- ①応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ②申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- ④応募者による業務遂行が困難と判断される事実が判明した場合
- ⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと会社が認めた場合
- ⑥選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- ⑦その他選定の手続きにおいて不正あるいは暴言を吐くなどの不適切な行為があった場合

#### 2 スケジュール

日程	項目
H29年12月15日	■募集要項の公表 ■質問事項の受付
12月24日	■質問事項回答期限
H30年 1月14日	■申請受付締め切り
1月下旬	■書類審査
2月中旬	■応募者選考委員会の開催
2月下旬	■審査結果通知
3月上旬	■出店者説明会・打ち合わせの実施
3月中旬 ～下旬	■製造試作準備
4月上旬	■製造販売開始

注：本スケジュールはあくまで予定ですので、事情により日程の追加・変更を生じる場合があります。

### 3 問い合わせ先

株式会社 新しい村（担当 塩澤）

住所：〒345-0824 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777-1

メールアドレス：info@atarasiimura.com

ファックス：0480-36-3983

※応募者への公平性を図るため、電話での質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

### 4 その他

#### ①申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、「申請辞退届出書」(様式第5号)を提出してください。

#### ②応募等に係る費用負担

応募等に関する費用は、各応募者の負担とします。

別表-1 申請書類等の内容及び提出部数

書類名	内容	提出部数
申請書	様式第2号	1部
企画書	様式第3号	7部
営業許可書	写し（該当ある方のみ）	1部
住民票の写し	代表者のみ（本籍、続柄省略）	1部
納税証明書	本町又は現住所に納税の滞納がない旨の証明書	1部

株式会社新しい村  
代表取締役 立石 授 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

新しい村森の市場結森の工房(パン・ジャム加工施設)の出店者募集に関する質問書

標記の件について、出店者募集要項に関する質問を下記のとおり提出いたします。

記

番号	ページ	質問	回答

注:不足する場合は裏面を使用してください。

番号	ページ	質問	回答

平成 年 月 日

株式会社新しい村  
代表取締役 立石 授 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

新しい村森の市場結森の工房(パン・ジャム加工施設)出店申請書

標記の件の出店者募集について、別添のとおり企画書を提出します。

なお、募集に参加できるものの資格を満たしていること、企画書等に記載した全ての事項が事実と相違ないことを誓約します。

森の工房(パン・ジャム加工施設)出店企画書

申請者名 \_\_\_\_\_

1 運営上のコンセプト(考え方など)

注1：申し込みの目的、動機を記載してください。

注2：出店の概要、店舗運営に関するコンセプト(考え方)を記載してください。

2 サービス内容(販売品等の構成、価格等)

注1：提供を予定している販売品の内容、予定価格を記載してください。記入しきれない場合は、別紙を使用していただいて結構です。

注2：利用者の嗜好、ニーズ等の把握及びそれらの販売品への反映方法について、具体的に記載してください。

注3：販売品に関して使用している材料、調理法、その他こだわり等、PRすべき点があれば記入してください。

3 販路拡大の予定等

注1：森の市場結以外に販売する予定がある場合は、その内容を記載してください。

注2：原材料の仕入先が決まっている場合は、記入してください。別紙を使用していただいても結構です。

#### 4 食の安全確保への取組

注1：衛生管理に関する考え方を記入してください。

注2：食中毒発生防止対策及び食中毒発生時の対応方法を記入してください。

注3：その他食の安全確保のための取組みがあれば記載してください。

#### 5 環境への配慮

注1：電気・ガス・水道の使用に関する省エネルギー、環境に対する配慮に関する提案等があれば記載してください。

注2：その他エネルギー、環境への配慮に関する独自の提案等があれば記載してください。

#### 6 安定的・継続的な運営

##### (1) 安定的な収支計画

注1：収支計画等(様式第3号 別紙1、別紙2)を作成してください。

注2：収支計画は、当該店舗の年間売上高、年間客数、客単価、原価、人件費、高熱水費等の主要な科目ごとの内容とし、初期設備投資額についても記載してください。

注3：初期設備投資額により単年度収支見込が赤字となる場合は、当該赤字を吸収する見込みや考え方を記載してください。経営情報を守秘する必要がある場合は、適宜、科目等を調整してください。

注4：その他安定した経営確保につながる提案等があれば記載してください。



(コスト削減、業務改善、顧客ニーズ調査の取組等)

(2)現在の活動状況

注1:現在の活動状況について記載してください。

(3)従業員の配置体制

注1:責任者及び構成員全員の氏名、住所を記載してください。

7 その他(アピールすべき事項等)

注1:出店に際し、アピールすべき優位性のある事項、強み等があれば自由に記載してください。例:栄養成分表示、原材料原産地表示、地域社会への貢献等

注2:森の市場結や森の工房の惣菜部門や喫茶等との連携について、何か考えがあれば記載してください。

## 森の工房(パン、ジャム加工施設)収支計画書

(単位:千円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度
初期設備投資額①		
収入②		
支出合計③		
原材料費 (支出合計に対する構成比)	(           %)	(           %)
人件費 (支出合計に対する構成比)	(           %)	(           %)
その他 (支出合計に対する構成比)	(           %)	(           %)
施設使用料(注)	360,000円	360,000円
広告宣伝費		
その他		
損益 ②-③-①		
損益 ②-③(開業経費を除く)		

注1:収入見込みの内訳は、(様式第3号 別紙2)に記載すること

注2:30年度の施設使用料は仮の金額設定です。



株式会社新しい村

代表取締役 立石 授 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

新しい村森の市場結森の工房(パン・ジャム加工施設)出店申請書記載事項変更届出書

先に提出した新しい村森の市場結森のパン工房(パン、ジャム加工施設)の出店者の募集に関する申請書の記載事項について、次のとおり変更が生じたので、届出します。

記

1 変更内容

変更事項	変更時期	変更前	変更後

注：変更事項に関して、証明を要する事項又は明細内容の記述を必要とするときは、その関係書類(証明書)などを添付すること。

2 変更理由

株式会社新しい村  
代表取締役社長 立石 授 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

新しい村森の市場結森の工房(パン・ジャム加工施設)出店申請辞退届出諸書

先に提出した新しい村森の市場結森のパン工房(パン、ジャム加工施設)の出店者の募集に応募  
いたしましたが、下記の理由により辞退しますので、届け出ます。

記

【辞退理由】